

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和2年7月8日 14時30分ごろ
発生場所	千葉県銚子漁港漁協第一卸売市場岸壁 銚子港第2漁船だまり河堤灯台から真方位231°420m付近 (概位 北緯35°44.1′ 東経140°50.2′)
事故の概要	遊漁船透容丸は、係留中、機関室から火災が発生した。
事故調査の経過	令和2年9月1日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 透容丸、12.41トン CB2-60042号（漁船登録番号）、個人所有 第234-1417号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関室等に焼損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、銚子漁港漁協第一卸売市場岸壁に係留中、船長が、業者に燃料補給を依頼し、下船して帰宅した後、同業者から焦げ臭いとの連絡を受けて岸壁に戻ったところ、機関室内から煙が出ているのを発見し、119番通報した。 本船は、間もなく駆けつけた消防署による消火活動により鎮火し、機関室等を焼損した。 消防本部によれば、本事故は、本船の機関室に備えたバッテリーに接続した電線が、水分の付着によって端子部で剥離部分から漏電し、同電線が船体と接触して短絡した後、過電流が流れて発熱し、周囲の可燃物（油及びほこり等）に引火したことにより発生したものと判定された。
分析	本船は、係留中、機関室に備えたバッテリーに接続した電線が、水分の付着によって漏電し、船体と接触して短絡したことから、過電流が流れて発熱し、周囲の可燃物に引火し、出火したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、係留中、機関室に備えたバッテリーに接続した電線が、水分の付着によって漏電し、船体と接触して短絡したため、過電流が流れて発熱し、周囲の可燃物に引火し、出火したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 電線及び端子間は、確実に絶縁し、水分等に触れて容易に漏電しないようにすること。
- ・ 船を無人の状態にする際、バッテリーから船内の電力負荷に電気を供給する配電盤等にあるメインスイッチを断とすること。